

## 募集要項に対する質問と回答

令和 2 年 9 月 1 4 日

福島県土木部河川整備課

### < 質問 1 >

- ・ 提案募集要項 P1 2 事業概要 (3) 事業目的

特ダム法に基づく当該ダム整備費のバックアロケーション等による事業者の追加費用は発生しないという理解で宜しいでしょうか。

### < 回答 >

- ・ バックアロケーションは発生しません。

### < 質問 2 >

- ・ 提案募集要項 P1 2 事業概要 (4) 業務内容 イ

事業者の責任分界点のバルブは何処なのか、ご教示願えませんでしょうか。

### < 回答 >

- ・ 責任分界点は、新設する分岐管と既存の放流管の分岐点を想定しています。

### < 質問 3 >

- ・ 提案募集要項 P2 2 事業概要 (4) 業務内容 オ、及び (5) 契約期間

「売電期間（最長 20 年間）終了後…事業者は…所有権を無償で県に譲渡する事を前提とする」について、水力発電所設備は 20 年以上の使用と耐用が見込め、且つ、減価償却期間は 20 年以上の設備が大半で、最長 57 年となり、20 年満期時に減価償却未償却残価が生じてしまいます。その処理についてはどの様にお考えなのか、協議により延長は可能か、ご教示願えませんでしょうか。

### < 回答 >

- ・ 管理用水力発電設備等の減価償却未償却残価は、県に無償で譲渡して頂きます。また、延長は予定しておりません。

### < 質問 4 >

- ・ 提案募集要項 P2 2 事業概要 (6) 事業の工程 イ

電力会社との契約の意思報告が、令和 4 年 2 月末までとありますが、意思報告が早く出来た場合、福島県との契約の締結を早めることが可能か、ご教示願えませんでしょうか。

### < 回答 >

- ・ 契約の締結を早めることは可能です。

<質問 5 >

- ・提案募集要項 P2 2 事業概要 (6) 事業の工程 ウ  
契約の締結は、優先交渉権者の選定の 1 年後の令和 4 年 3 月末とありますが、提示されたスケジュールを遵守するために、ボーリング調査等、事前調査の一部を先行して開始することは可能なのか、ご教示願えませんでしょうか。

<回答>

- ・優先交渉権者として決定した後に、事前調査は可能です。

<質問 6 >

- ・提案募集要項 P2 2 事業概要 (6) 事業の工程 オ、 及び、  
提案募集要項 P11 6 提示条件 (1) 事業の遂行 ア  
事業の工程オには発電開始期日を令和 6 年度中（協議よる）と記載があり、事業の遂行アには、「ただし、やむを得ない事情（電力会社が行う送電線工事の工程等の外的要因）により開始時期が遅延する場合は県との協議による。」と記載されています。  
電力会社の送電線工事が完了しないと発電所工事も完了できませんので、こうした場合は発電所工事についても協議の対象としていただけるのか、ご教示願えませんでしょうか。

<回答>

- ・協議の対象とします。

<質問 7 >

- ・提案募集要項 P2 2 事業概要 (6) 事業の工程 オ  
発電開始期日までの期間は、県や関係機関との各種許認可取得にかかる協議期間、発電設備工事期間、及び、系統連系工事期間等、発電開始準備に要する全事項の準備期間との認識でよろしいのか、ご教示願えませんでしょうか。

<回答>

- ・貴社の御理解のとおりです。

<質問 8 >

- ・提案募集要項 P11 6 提示条件 (2) 事業資金計画  
ダム管理費の納付時期や頻度（年一括、月毎等）について、どの様にお考えなのか、ご教示願えませんでしょうか。

<回答>

- ・今後、協議により決定します。

<質問 9 >

- ・提案募集要項 P15-16 8 事業提案提出書類・作成要領 カ  
後段に、「なお、放流先は減勢池または減勢池の直下流部とする。ただし、施工上やむを得ない場合を除き、原則として減勢池は満水状態を維持すること。」と記載されていますが、直下流部の範囲（〇〇m迄等）を、ご教示願えませんでしょうか。

<回答>

- ・直下流部の範囲は、減勢池の下流護岸の範囲内を想定しています。

<質問 10 >

- ・別添 2 リスクと責任分担 12  
「設備の設置に必要な各種許可等の遅延によるもの」のリスクが事業者負担のみとなっていますが、県有責による許可遅延や電力事業者有責による遅延は、協議可能となるのか、ご教示願えませんでしょうか。

<回答>

- ・協議の対象とします。

<質問 11 >

- ・様式全般  
様式中に「〇枚以内」という記載のないものは、枚数制限がないと考えてよろしいのか、ご教示願えませんでしょうか。

<回答>

- ・枚数制限はありません。ただし、提出する様式は必要最小限でお願いします。

<質問 12 >

- ・様式第 11 号共通  
各事業資金計画書の単位が「円」とありますが、記入欄の関係より「千円」や「百万円」としてもよろしいのか、ご教示願えませんでしょうか。

<回答>

- ・「千円」や「百万円」として構いません。ただし、単位を明記してください。

<質問 13 >

- ・買電電力量について  
募集要項 9 配布資料にダム付帯設備に係る直近年度の買電電力量、電力料金の情報は含まれるか。含まれない場合は開示願いたい。

<回答>

- ・含みません。なお、令和元年度の買電電力量は約 7 万 kwh、電力料金は約 240 万円です。

<質問 1 4 >

- ・リスク分担について (1)

別添 2「管理用水力発電事業の予想されるリスクと責任分担」のうち、1.「募集要項の誤り」には、県からの開示資料及び配布資料も含むか。

<回答>

- ・含みません。

<質問 1 5 >

- ・リスク分担について (2)

別添 2「管理用水力発電事業の予想されるリスクと責任分担」のうち、35.「設備・施設への損傷」には、取水スクリーンからの取水不能の状態も含むか。

<回答>

- ・取水不能の原因によっては、協議に応じます。

<質問 1 6 >

- ・特定目的会社の組成について

特定目的会社(株式会社)の組成を前提とした場合、当該会社の株式譲渡には制限がないという理解で良いか。

<回答>

- ・県との協議は必要となります。

<質問 1 7 >

- ・リースについて

不動産や発電設備をリース形式として、特定目的会社が借り入れる方式は可能か。

<回答>

- ・県との契約期間終了後、県に無償で譲渡することが前提であれば、借り入れ方式も可能です。

<質問 1 8 >

- ・様式第 10 号の 1 について

(I) 技術提案書-1(事業内容の説明)の注意書きに「手法毎」とあるが、どういう意味か。管理用水力発電設備等の内容、発電量など、それぞれで A4 で 3 枚以内ということか。

<回答>

- ・「①事業内容の説明」として、A4 で 3 枚以内です。

<質問 1 9 >

- ・審査委員会について

公平性の観点から審査委員会委員構成員の所属・氏名は公表されるか。

<回答>

- ・審査委員の所属・氏名は公表しません。

<質問20>

- ・事業終了後の管理用水力発電設備等の扱いについて  
県に所有権を無償譲渡するか撤去するかは、県が経済性も含めて合理的に判断されるとの理解で良いか。

<回答>

- ・貴社の御理解のとおりです。

<質問21>

- ・年間管理費について  
木戸ダムの年間管理費約5,000万円とは税抜き金額か。

<回答>

- ・税込みです。

<質問22>

- ・固定価格買取制度（FIT）の認定申請について  
FITにおける事業計画認定申請書に「土地の取得を証する書類」となる権利者の証明書の添付が必要と想定されるが、当該書類は発行頂けるとの理解で良いか。

<回答>

- ・貴社の御理解のとおりです。

<質問23>

- ・優先交渉期間中の契約等について  
本事業の契約までの協議期間中、優先交渉権者と県で、秘密保持契約や協定書等の契約関係を締結するのか。

<回答>

- ・秘密保持契約や協定書等の締結は行いませんが、当然、守秘義務はあるものと認識しています。

<質問24>

- ・県のダム管理費に充当する金額（年額）について  
募集要項6(2)にて、2,500万円以上とされているが、仮に下回る提案をした場合、募集要項5(4)エに該当し、失格となるとの理解で良いか。

<回答>

- ・貴社の御理解のとおりです。

<質問25>

- ・福島県への電力会社との契約の意思報告について  
募集要項2(6)にて、令和4年2月末までとされているが、募集要項10(1)アの内容に鑑み、電力会社と接続契約を締結した旨を報告するという理解で良いか。

<回答>

- ・電力会社からの接続同意及び事業者の電力会社との契約の意思報告が必要です。

< 質問 2 6 >

- ・送電線設備建設に要する費用について

募集要項 8 (2) ウ④にて、送電線設備建設に要する費用について記載することとしているが、当該費用のうち、系統連系に関する費用の算出には、電力会社からの接続検討が必要と考える。当該検討には事業者が電力会社への申込後、回答までの標準期間として 3 ヶ月を要することとなっている。

事業提案における当該費用の算定には電力会社の接続検討結果は求められていないという理解で良いか。

< 回答 >

- ・貴社の御理解のとおりです。ただし、技術提案書には、電力会社との系統連係計画を記載してください。

< 質問 2 7 >

- ・電力会社の接続同意について

募集要項 6 (4) イ⑤にて、本事業は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年 8 月 30 日法律第 108 号）を活用して電気事業者へ売電することとされている。

一方で、同法は、令和 4 年 4 月より「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」へ改正されることが決定している。

よって、現制度の FIT 取得には、実務上、令和 3 年 12 月までに電力会社の接続同意を得た上で、FIT 申請する必要があるが、同法改正後の新たな制度下での売電も可能との理解で良いか。

< 回答 >

- ・貴社の御理解のとおりです。

< 質問 2 8 >

- ・常時満水位以下における発電について

募集要項 6 (4) イ④に該当し、発電停止を余儀なくされた場合（この場合、貴県の指示により発電停止した場合）の減電による減収については、「県のダム管理費に充当する金額」の変更協議に応じていただけるか。

< 回答 >

- ・応じません。

< 質問 2 9 >

- ・協議不能時の契約締結期限の指定について

募集要項 10 (3) に該当した場合、県があらためて契約締結期限を指定するとあるが、当該期限により「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」による固定価格買取制度の売電単価が適用されなくなった場合は、「県のダム管理費に充当する金額」の変更協議に応じていただける理解でよいか。

< 回答 >

- ・協議の対象とします。

<質問30>

- ・優秀提案者の契約締結期限について

募集要項4(5)により、優秀提案者が優先交渉権者となり、契約締結期限が延長された結果、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」による固定価格買取制度の売電単価が適用されない場合は、「県のダム管理費に充当する金額」の変更協議に応じていただける理解でよいか。

<回答>

- ・協議の対象とします。

<質問31>

- ・計測結果の報告内容について

募集要項6(7)イについて、具体的な報告内容をご教示いただきたい。

<回答>

- ・各月の売電量と売電金額を報告して頂きます。

<質問32>

- ・県のダム管理費に充当する金額（毎年度固定額とする）について

募集要項8(2)イ①について、毎年度固定額とする理由を開示願いたい。

<回答>

- ・本事業の事業者募集の要件として設定したものです。

<質問33>

- ・天災等の定義について

別添2「管理用水力発電事業の予想されるリスクと責任分担」のうち、8.「天災等によるもの」は、協議となっているが、保険付保の検討が必要なため、天災等の定義をご教示願いたい。

<回答>

- ・天災等とは、地震、噴火、洪水、津波等を指します。

<質問34>

- ・事業者の善管注意義務について

別添2「管理用水力発電事業の予想されるリスクと責任分担」のうち、9.「第三者による放火、破壊行為等による施設・設備の破損によるもの」は協議にて決定とあるが、事業者が善管注意義務を履行していた場合の負担者は、貴県という理解でよいか。

<回答>

- ・責任分担は、事象に応じて協議により決定します。

< 質問 3 5 >

- ・ 制度変更について

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」について契約期間内に大幅な変更が生じ、売電単価の見直し等により契約当初に試算した収益が見込めない場合は、不可抗力として「県のダム管理費に充当する金額」の変更を含め変更協議と捉えてよいか。

< 回答 >

- ・ 協議の対象とします。

< 質問 3 6 >

- ・ 売電収入の一部（契約期間中固定額）について

募集要項 6(2)について、契約期間中固定額とあるが、経営安定化やリスク対応等の観点から、事業提案書において、最低限の固定額とは別に、変動分の追加支払額を提案・設定する、あるいは各年度で異なる額を設定することは可能なのか。

< 回答 >

- ・ 評価基準 6 福島県の利益は固定額で評価し、変動分は評価対象となりません。

< 質問 3 7 >

- ・ 事業者のリスクと責任分担について

大規模な感染症や干ばつ等、事業者にとって予測可能性又は支配可能性のない事象が発生し、本事業の継続性に支障が発生した場合、契約や事業提案を変更することについても協議しうるとの理解でよいか。

< 回答 >

- ・ 協議の対象とします。

< 質問 3 8 >

- ・ 審査結果の通知内容について

募集要項 5 (3)による審査結果の通知にあたっては、別添 1 の木戸ダム管理用水力発電事業提案審査評価基準に基づく評価値も通知・公表されるとの理解でよいか。

< 回答 >

- ・ 審査評価基準に基づく評価値の通知・公表はしません。